

# 経営法友会 2025年度研修会開催のご案内

## ゼミナール講座

### 〔英文契約を書く！〕

## WELCOME

### 本講座のねらい

本講座は、契約実務経験5年程度以上かつ英文契約の経験・知識を有する法務担当者を対象として、「自分で1から英文契約の条項をドラフトする能力を身につける」ことを目指します。また、講義当日の議論を通して、より深い知識を習得するとともに、受講者相互のネットワークづくりも目的とします。

法律論よりもビジネスに重点を置き、自分でビジネスを見て、そこから出てくるリスクを洗い出し、どういう方向にビジネスを持っていきたいのかを考えていきます。そこから、契約条項（何を買うか、支払い条件など）へ落とし込む力をつけていきます。

## SUMMARY

**講師** 柴田 純一郎氏（合同会社ユー・エス・ジェイ 法務部バイスプレジデント・部長）

**対象者** 契約実務経験5年程度以上、英文契約の基礎知識と業務経験があり、英語の読み書きができる方

**講義日程** 第1講：1/16（金） 第2講：~~1/30（金）~~※ **変更になりました。**

第2講：2/13（金） 第3講：2/27（金） 第4講：3/13（金） **第5講：3/27（金）（予定）**

**講義時間** 各講いずれも15～17時（約2時間）

**会場** APイノゲート大阪 Room A（大阪府大阪市北区梅田3-2-123 イノゲート大阪 11F）

**募集期限** 2026/1/9（金）（ただし、定員に達し次第終了します）

**募集定員** 12名

**受講料** 1名につき55,000円（税込）

**請求書** 1月中にメールにて送付予定（支払期限：3月27日（金））

**キャンセルポリシー** 2026/1/9（金）以降のキャンセルは、受講料の全額をご負担いただきます。

## NOTES

### 講義の進め方

- ・第1回 インTRODクシヨン（座学）「英米契約法の考え方」  
……英米法の契約へのアプローチや日本法との違いを講義
- ・第2～5回 事前課題をもとにした議論と講義（**全員参加型**）
  - 受講者に事前課題を渡す → 受講者各人が事前に契約条項を書いてくる
  - 講義当日にその場で書いてきた契約条項を出し合う
  - 前半1時間：受講者による議論 → 後半1時間：講師が重要だと思うポイントの指摘&議論

◆受講者には、1/9（金）までに改めてメールにてご案内を差し上げます。

\*期限までにのご案内が届かない場合、事務局までご一報ください。

お問い合わせ先（経営法友会事務局）

E-mail : keieihoyukai3@shojihomu.or.jp / TEL : 03-6262-6745

# CONTENTS

## 第1講 インTRODクシヨン

〔講義日時〕 1/16 (金) 15時～17時

- ・英米契約法の基礎知識・英文契約の心構え
- ・課題事例の紹介
- ・作成すべき契約の方向性の模索

## 第2講 ビジネス条項を書こう (1)

〔講義日時〕 2/13 (金) 15時～17時

- ・経済条件条項 (例: 報酬条項、支払条項)
- ・経済条件と密接な関係のある条項 (例: 契約期間)

## 第3講 ビジネス条項を書こう (2)

〔講義日時〕 2/27 (金) 15時～17時

- ・第2回の続きのセッション

## 第4講 一般条項を書こう

〔講義日時〕 3/13 (金) 15時～17時

- ・どの契約でも見られる条項 (例: 解除、準拠法)  
(第5講用の追加課題の紹介)

## 第5講 相手からのカウンターを検討しよう

〔講義日時〕 3/27 (金) 15時～17時

- ・相手からの各カウンターの検討
- ・当方再カウンター案の起案

### 【講師紹介】

柴田 純一郎氏

合同会社ユー・エス・ジェイ 法務部バイスプレジデント・部長

米国弁護士 (カリフォルニア州)、英国事務弁護士 (イングランド&ウェールズ) および日本弁理士 (特定侵害訴訟代理業務付記)。国内事務所において外国知財法務に従事した後、米国ロースクールでの就学を経て、米ハリウッド系多国籍企業において社内弁護士・弁理士を歴任し法務部門を統括する。多国籍企業にて蓄積した国際案件・紛争の豊富な経験から、越境企業取引に強い日本を支えるべく、英米法および比較法的視点からの戦略提言を強みとする。